

令和2年4月1日

西脇北高校の学校生活について

学校はいろいろな人と生活を共にしながら学習する場です。お互い安心して気持ちよく学校生活を送ることができ、また楽しく充実した高校生活とするために、ルールやマナーを守り、主体的に学習に取り組むことが大切です。

1 服装

指定する制服はありませんが、学業に集中できる高校生らしい服装で登校してください。本校にはブレザータイプの標準服があります。

※ 入学式・卒業式等には標準服・学生服やスーツ等の場にふさわしい服装で臨んでください。

2 通学

(1) 列車・バス通学

通学定期券購入のための証明書は、事務室で受付・発行します。

(2) 車両による通学

原則、自転車通学とし、やむを得ず原動機付自転車や自動車を使用する場合は、以下(4)～(6)を適応します。なお、原動機付自転車等の車両での通学は、大変な危険を伴うので、免許の取得、車両の購入、運転については、保護者とよく相談し、保護者の監督のもと運行してください。

(3) 自転車

改造や整備不良等がないものとし、使用する場合は、必ず自転車保険に加入し、鑑札シールを貼ってください。買い換え等で、車両の変更があった場合は、その都度、新たな鑑札シールを貼ります。

なお、鑑札シールは学年費より支出いたします。

(4) 特別な事情により原動機付自転車の通学を希望する場合、許可の条件は、次のとおりです。

ア 原動機付自転車は排気量 50cc 以下のスクータータイプ(幅 65 cm・長さ 170 cm以内)とする。

イ 許可する条件は、以下の条件を満たす生徒とする。

(ア) 遠隔地(学校から原則 10km 以上の場所)、あるいは交通の不便な地域から通学する生徒。

(イ) アルバイト等に継続して就業している生徒であること。

(ウ) 道路交通法や校則を遵守し、遅刻や欠席が少なく学校生活をきちんと送ることができる生徒であること。

(エ) 改造や整備不良等のない車両であること。

(オ) 任意保険に加入していること。

ウ 原動機付自転車通学の許可は、生徒の申し出に基づき学校が判断し、許可する。

エ 許可された生徒は、次の書類等を提出し、車両点検を受けた後、鑑札板を取り付ける。毎年、4月更新及び買い換え等で車両に変更があった場合も、下記(ウ)・(エ)を提出すること。

(ア) 通学原動機付自転車申請書(学校所定の様式)

(イ) 誓約書(学校所定の様式)

(ウ) 運転免許証(確認のみ)

(エ) 任意保険契約書の写し(任意保険に加入していること)自賠責保険のみは不可、ファミリーバイク特約でも可

オ 次の行為があった場合は、許可を取り消す場合がある。

(ア) イの条件を満たしていない場合

(イ) 特別指導を受けた場合

※ 原付や自動車で通学する場合、通学途中での事故発生時は、ご自身の保険で対応していただきます。

3 その他

(1) アルバイト

アルバイトをする場合は保護者とよく相談し、青少年愛護条例遵守の上、高校生としてふさわしいアルバイトを選択してください。アルバイト先は必ず学校に知らせてください。自分の自由になるお金のためにアルバイト中心の生活になり、学校生活がおろそかにならないようにし、高校の時期に学習やボランティア活動、生徒会活動、部活動等多くの体験をして自分の幅を広げましょう。

(2) スマートフォン・携帯電話やゲーム機のインターネット利用について

携帯電話やゲーム機のネット利用に関するトラブルや事件が頻繁に発生しています。メールやSNSによる誹謗中傷やインターネットによる有害サイトへのアクセス、出会い系での被害や JK ビジネス等の犯罪や事件に巻き込まれないようにしてください。

携帯電話やスマートフォン、スマートウォッチの使用については、マナーを守りましょう。また、授業中に使用することは厳禁です。注意に従わない場合、特別指導を受けることがあります。電源を切り、個人ロッカーに入れるか、教卓上のかごに入れてください。

(3) 夜間外出・外泊

友人宅で夜遅くまで遊んだり、泊まることは、そのご家庭への迷惑になるばかりでなく、飲酒・喫煙、薬物乱用等、法令違反や非行を誘発につながることもあります。青少年愛護条例により深夜(午後 11 時から翌日午前 5 時)の青少年の外出は禁じられています。本校では、夜の 10 時以降は不要不急の外出は控えるように指導をしております。外出する際には、保護者に行き先を伝え、高校生として良識的な時間を守ってください。

(4) 喫煙及び飲酒の防止

心身の発達途上の若者にとって、これらは大変有害なものであることはいまでもありません。また、本校では、ノンアルコール飲料やノンニコチンタバコも禁止しております。一度、喫煙や飲酒の習慣がつくと、その依存性が大麻・覚醒剤・危険ドラッグ等の薬物乱用につながっていく危険もあります。自分を大切にするために、喫煙、飲酒は絶対にしないでください。

(5) 自転車保険について

自転車に関連した事故が増加しています。傷害事故になった場合、高額な賠償事例が増加しています。兵庫県では、「自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」が平成27年4月1日に施行されました。自転車を使用する生徒は、必ず自転車保険や高校生向け総合保険や個人賠償責任保険に加入してください。